

## 第十号

## 徳島県がん対策推進条例の一部改正について

徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例**

徳島県がん対策推進条例（平成二十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「すべて」を「全て」に、「がん診療連携拠点病院」を「がん診療連携拠点病院等」に、「及び地域がん診療連携拠点病院」を「地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院」に改める。

第九条の見出しを「(がん登録等の推進)」に改め、同条第一項を次のように改める。

県は、がん対策の充実及びがん医療の質の向上に資するよう、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）及びがん登録により得られた情報の活用の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第九条第二項中「地域がん登録」を「県は、前項の施策」に、「登録された」を「がん登録により得られた」に改める。

第十条中「がん診療連携拠点病院」を「がん診療連携拠点病院等」に、「医療機関等」を「医療機関」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

**提案理由**

がん登録等の推進に関する法律が制定され、全国がん登録が実施されることに鑑み、がん登録等の推進について定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。